

「第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）」についての意見募集結果

○ 意見提出者数 市民 2人

○ 意見項目数 3件

意見番号	項目番号	ご意見の内容 (概要)	該当する ページ	該当箇所	意見に対する 羽生市の考え方	対応について
1	1	久保堂の北側地区の農地を住宅地にしてほしい。	30・31	基本構想 2 将来都市像 (3) 土地利用構想	御意見のありました地区は、一部区域においては、許可手続きを経ることにより住宅の建築が可能となっております。 しかしながら、この一帯は農業利用を確保する土地として位置付けており、全体を住宅地としての土地利用を図るよう変更することは難しいと考えております。	計画（案）のとおりとします。
2	2	パブリックコメントによる市民の意見の採用は誰が決めるのか、採用されることはあるのか、採用され計画案が変更になったことはあるのか、ホームページ等で教えて頂きたい。	42・43	政策1 協働・文化 施策1-1 市民協働・参画の推進 主な取り組み(3) 市民参画システムの確立と運用	パブリックコメントにより頂いた意見への対応については、副市長、関係部長による「パブリックコメント審査会」という庁内組織により、対応方法を検討し、必要に応じて各計画等の策定委員会など外部組織の意見を頂き、最終的に市長の決裁により決定しています。 頂いた意見により計画を修正した近年の実績としましては、「第6期羽生市障がい福祉計画及び第2期羽生市障がい児福祉計画」で2か所、「羽生市一般廃棄物基本計画」で1か所を修正しています。	計画（案）のとおりとします。

					<p>また、計画を修正しなかった場合も事務執行における参考とさせていただいている意見などもあります。</p> <p>パブリックコメントの実施状況や意見への対応等につきましては、ホームページに掲載しております。</p> <p>本計画案においては、パブリックコメント制度は、市民の声を市政に反映させるための取組として位置付けており、今後も適正な運用に努めてまいります。</p>	
2	3	<p>羽生市の教育委員は4人すべてが男性になったが、「男女共同参画の推進」に逆行していないか。教育委員には、家庭で保護者として主たる責任を担っている「お母さん」が最良の適任者と思うが、どのような基準で選出しているのか。男女共同参画を推進するためにはまず教育現場から始めていただきたい。</p> <p>他の委員についても選ぶ基準を公開し、公募も進めていただきたい。</p>	55～57	<p>政策1 協働・文化 施策1-6 男女共同参画の推進</p>	<p>教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、市長が議会の同意を得て任命しています。</p> <p>教育委員をはじめ、他の委員の人选にあたっては、各種審議会等の規定に基づいて行っております。</p> <p>本計画案においては、審議会等への女性の登用を図ることとしており、また、公募についても促進していくこととしております。</p> <p>また、審議会等における女性委員の割合については、本計画案に目標指標として掲げており、性別による偏りのない委員の登用に配慮してまいります。</p>	<p>計画(案)のとおりとします。</p>